

令和8年度「歩一步の店」事業仕様書

1 目的

就労継続支援事業所等において障がい者が製作した製品等をイベント等での共同出店やネットでの販売等を行うとともに、就労継続支援事業所等が持つ設備、技術力、製品等を企業や消費者にPRすることにより、企業との新たな取引及び消費者への販売を拡大し、障がい者の工賃向上等を図ることを目的とする。

2 本事業の対象事業所

主な対象事業所は、就労継続支援事業所とするが、地域活動支援センターⅢ型や生産活動や創作活動等を実施している障害福祉サービス事業所についても対象とする。

3 実施概要

- (1) イベントや集客力のある商業施設等における事業所製品等の共同販売
- (2) インターネット等を活用した事業所製品等のPR
- (3) 企業等からの受託事業の受注拡大のための研修会の開催
- (4) その他障がい者の工賃向上等に資する事業

4 具体的な実施内容

(1) イベントや集客力のある商業施設等における事業所製品等の共同販売

イベントや集客力があり多くの売り上げが見込まれる商業施設等において「歩一步の店」として共同出店する。また、出店に参加する事業者間の会議を開催するなどして、販売する製品等の選定や製品等の配置など販売方法について検討を行う。

(2) インターネット等を活用した事業所製品等のPR・販売促進

宮崎県障害福祉サービス事業所製品等をPRするサイトを活用し、事業所活動や製品等を広く発信し、インターネットを利用した販売の促進に取り組む。

(3) 企業等からの受託事業の受注拡大のための研修会の開催

事業所における清掃業務などの受託事業の受注拡大に向け、専門講師による研修を実施するなど、技術の向上に努めるとともに、事業の展開に必要なノウハウ等を共用・蓄積するため、事業所間の意見交換を開催する。

なお、研修の実施方法については、集合研修のほか、ICTを活用したオンライン研修、若しくは、講師が事業所に出向く個別研修でも良いものとする。

(4) その他障がい者の工賃向上等に資する事業

5 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携

のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。

- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。